

月次総会議事録

令和4年（第4回）加古川市農業委員会月次総会
令和4年4月25日（月）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		

農林水産課

課長	中村 浩孝		
農政係長	畑中 慎介	主事	清田 夏生
書記	河野 友博	書記	猿木 真吾

現地調査（東地区）

4月19日（火） 午前9時00分から
馬田会長、丸山農政委員長代理、前田委員、岡本委員 事務局2名

（西地区）

4月19日（火） 午後1時15分から
馬田会長、丸山農政委員長代理、原委員、東田委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和4年第4回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、9番 井郷 豊嗣委員、10番 三原 猛委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。議案第37号を議題といたします。
議案第37号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
議案説明の前に、議案の訂正をお願いします。1番については、4月19日付で取り下げ願いが提出されましたので、議案より削除願います。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。
2 志方町投松■■■■、■■■■平米。■■■■さんから■■■■さんへ。

この案件について申請地及び譲受人の所有地、現耕作地並びに貸付地の現況が農地であることを地元委員より確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準

を満たしているものと考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第37号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第37号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第37号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第38号を議題といたします。
議案第38号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページをご覧ください。この議案は、加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱に基づき、別段面積及び区域の指定をしようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第38号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の決定について。

1 東神吉町神吉212-4、 平米。現行の別段面積 30アール、変更後の別段面積 1アール、狭小農地特例の適用。

現地は休耕田で、加古川市農地情報バンクに登録されており、将来遊休化する恐れがあると考えられます。

この案件につきましては、別段面積及び区域の指定について申請があったもので、事務局の書面審査、定例現地調査、並びに譲受予定者である 氏への聞き取り調査により、狭小農地の特例の要件を満たしているものと考えております。

なお、この案件が可決され、申請者の方が農地法第3条許可申請書を提出されましたら、内容が変わらない限り、会長専決により直ちに許可書を交付し、直近の月次総会に報告することとなります。また、許可後には別段面積を従来に戻す議案を提出させていただく予定です。

以上、よろしくご審議願います。

議長 1番の案件について、現地調査並びに聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

丸山委員 議席番号8番 丸山です。議案第38号に係る新設農家の聞き取り調査結果を報告します。

聞き取りは、令和4年4月19日午後3時30分より午後3時50分までの間、農業委員室にて、馬田会長、井郷委員、磯野推進委員と私、事務局職員3名で、譲受予定人 ■■■■■さんから、農地取得等の経緯並びに営農計画について聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、この申請に至った経緯、理由については、譲受予定人である■■■さんは■■■■■に居住されており、義母の名義の畑を10数年来、手伝っておられます。今回申請した農地のことは、旧友である農地所有者から耕作する人がいないことを聞いておられ、もう少し農業をやってみたいと思っておられたところ、ホームページで狭小農地特例の制度を知り、申請に至ったということです。

営農計画・作付け計画については、3月から5月にかけてはじゃがいもを、7月から11月にかけては黒豆の栽培を予定されています。申請農地は長く耕作がされていないため、農地の引き渡しが済み次第、トラクターで耕うんを依頼したうえで、既に所有されている農機具を自家用車で運びながら、作業をする計画をされています。生産物は自家消費のほか、子ども食堂へ寄付することも考えておられます。

地元水利組合や農業団体との調整については、農地のある神吉の水利組合・農業団体と調整済みで、問題ないとの回答でした。また、地元農業委員より給排水の状況等について説明があり、居住地周辺の状況とは異なることを興味を持って聞いておられ、地元の人に教えてもらいながら農業をしていきたいと話されていました。■■■さんは■■■■■の仕事をされていますが、この土地については取引の対象としておらず、仕事とは分けて、趣味を楽しむ土地として今後活用していきたいと意欲をみせておられました。

聞き取り調査及び現地調査の結果から、申請者の営農について、問題はないと思います。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第38号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第38号について、別段面積を設定することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第38号について、別段面積を設定することに決定いたします。

議長 次に、議案第39号を議題といたします。

議案第39号の16件については、3月11日から4月11日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第40号を議題といたします。

議案第40号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 上荘町見土呂■■■■、■■■■平米。■■■■さん、貸露天資材置場用地、始末書添付。

2 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さん、露天賃貸駐車場用地、整地のみ。

3 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さん、露天資材置場用地、始末書添付、整地のみ。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料2ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び現地調査による、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた西地区調査班の委員の報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年4月19日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長代理、原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第40号1番。申請の土地の位置は見土呂の北、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が宅地、南が畑・水路、北が道路となって

事務局 自らの会社に貸しています。

藤本委員 わかりました。

議長 よろしいですか。いま、地元の堀本委員から経緯についての説明がありました。他の件はともかく、この案件については解決される目途もなく、違反転用の形が続いてきており、白地ですので、資材置場として認めるしかないのかな、と思います。ただ、他の案件については今後とも注視しながら、以後、こういうことはないようにという話をさせていただいて、是正を求めていくというので、堀本委員、それでよろしいでしょうか。

堀本委員 はい。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見はないようですので、議案第40号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第40号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第41号を議題といたします。
議案第41号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。
恐れ入りますが、議案書の修正をお願いいたします。議案書12ページの4番、山手一丁目の案件について、始末書が追加で提出されましたので、備考欄に始末書添付と追記をお願いします。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米。■■■■■■■■■■さんから、■■■■■■■■■■さんへ。貸露天資材置場用地、貸露天駐車場用地、始末書添付。

2 神野町石守 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さん 外 1 名へ。住宅用地、使用貸借権設定、建築許可申請併願、始末書添付。

3 神野町石守 []、 [] 平米、外 2 筆、計 [] 平米。 [] さん 外 2 名から、株式会社 [] へ。露天資材置場用地、露天駐車場用地、整地のみ。

議案書 1 2 ページをご覧ください。

4 山手一丁目 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、始末書添付。

5 東神吉町天下原 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。

6 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。住宅用地、建築許可申請併願。

7 東神吉町升田 []、 [] 平米、他 1 筆、計 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済、疎明書添付。

議案書 1 3 ページをご覧ください。

8 東神吉町升田 []、 [] 平米、他 2 筆 計 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済、疎明書添付。

9 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済、疎明書添付。

1 0 東神吉町升田 []、 [] 平米、他 1 筆、計 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済、疎明書添付。

議案書 1 4 ページをご覧ください。

1 1 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済、疎明書添付。

1 2 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済、疎明書添付。

1 3 東神吉町升田 []、 [] 平米、他 1 筆 計 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済、疎明書添付。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

また、7 番から 1 3 番の案件については、隣接農地所有者からの同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。また、農地転用事業で転用面積が 3, 0 0 0 平米を超えることから、農地法第 5 条第 3 項の規

定により、兵庫県農業委員会ネットワーク機構である 公益社団法人 ひょうご農林機構の意見を聴かなければならないことから、兵庫県へ進達する前に、同法人へ諮問することになります。

つきましては、別紙、審議参考資料3～6ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号12番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年4月19日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長代理、岡本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第41号の1番。申請の土地の位置は大野の西、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、高瀬推進委員でした。

続いて、議案第41号の2番。申請の土地の位置は石守の南、現況は休耕田及び宅地。申請地の周囲は、東が田・宅地、西が田・宅地、南が道路・宅地、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。

続いて、議案第41号の3番。申請の土地の位置は石守の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路・宅地、西が水路・道路、南が道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。

続いて、議案第41号の4番。申請の土地の位置は山手1丁目の東、現況は休耕田及び雑種地。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が田、南が水路・宅地、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。以上3件、地元立会委員は、佃委員、坂田委員、石見推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番から13番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

原委員 議席番号16番 原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年4月19日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長代理、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第41号5番。申請の土地の位置は天下原の中、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が水路・道路、北が畑・宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。

次に、議案第41号6番。申請の土地の位置は升田の南、現況は休耕田。

申請地の周囲は、東が田、西が雑種地、南が道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第41号7番から13番。申請の土地の位置は升田の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が田・ため池、南が道路、北が田・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上9件、地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、7番から13番の案件について、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

井郷委員 議席番号9番 井郷です。議案第41号の7番から13番について、隣接農地の所有者及び相続人からの同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、4月19日火曜日に、馬田会長、丸山農政委員長代理、磯野推進委員と私、事務局3名の合計7名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

隣接農地については、隣接する農地3筆の各所有者である、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんの相続人からの同意書が添付されていませんでした。■■■さんは欠席され、■■■さんは本人と息子さんが、■■■さんは相続人である奥さんと娘さん2人が出席されました。

■■■さんからは、事業者から資料を渡されただけで全く説明がないなかで、同意書に印鑑を押すように言われたため、納得できない。また、事業者の車が農道を傷めていること、太陽光発電のフェンス内のみ草刈をして、境界までの草刈りがされていないこと、申請地周辺の農地は高低差があるため、事業により排水に支障をきたし、がけ崩れを起こす可能性があるなど、太陽光事業者全般への不満や、事業自体への懸念がありましたが、事業者から再度訪問されれば話を聞く意思があることを確認しました。農業委員会からは、機会あるごとに事業者に対して、草刈り、農道や水路への配慮を求めているが、この度も事業者へ指導すること、また、事業者から■■■さんへ再度連絡するように伝えることを約束して聞き取りを終えました。

次に、■■■さんの相続人について、昨年10月に事業者が説明に来られたが、この件ではなく別の件だと勘違いされていたとのことで、最近事業者から送られてきた書類により、初めて本件を知ったとのことでした。事業に反対するわけではなく、事業者から連絡があれば話を聞かれることを確認して聞き取りを終えました。

最後に、申請者である株式会社■■■■■■■■の担当者である■■■さんより、聞き取り調査を行いました。同意書が得られなかった経緯について、■■■さんは、太陽光に反対する意思はないが、価格の面で納得されずに同意を貰えなかった。■■■さんは資料を用いて説明したが反対され、■■■さんは話を聞いてもらえなかったとのことでした。

農業委員会からは、草刈り、里道・水路への配慮、車両を農道に駐車しないことを求めました。また、■■■さんからは再度訪問があれば話を聞くと確認しているので、22日までに再度訪問し、その結果を事務局に報告すること、■■■さんへも再度連絡をとり、話をすることを事業者と約束しました。その後、事務局への連絡があったか、事務局から報告をお願いします。

なお、今日、■■■さんと会い、22日の件を聞きました。このたび開発するところの説明ではなく、他の件の説明ばかりであった。本件の説明はなかったとのことでした。まだ納得していないが、あらためての説明があれば納得せざるを得ないと考えているとのことでした。

以上のことから、本件転用について、農業上への大きな支障はないと思われます。よろしくご審議願います。

議長 事務局、その後の連絡はいかがですか。

事務局 失礼します。4月22日金曜日に、聞き取り調査に出席した申請者の社員の■■■さんより、■■■さんと直接お会いしたと連絡がありましたので報告します。

■■■さんの希望は、■■■さんの農地から申請地、申請地から水路への水の流れの確保、畦を守ってほしい、水路の法面の草刈り、水路の掃除、フェンスの外側の通路も、獣の住処とならないように草刈りをすることでした。口頭で約束するのではなく、改めて書面を28日木曜日に■■■さんにお持ちすること、その際、■■■さんと申請地とその周辺を一緒に見廻られるとのことであり、隣接者と話し合いが進んでいることを確認しました。

以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第41号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第41号のうち、1番から6番までの案件については、許可相当の意見書を添付して、また、7番から13番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第41号のうち、1番から6番までの案件については、許可相当の意見書を添付して、また、7番から13番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、

それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第42号を議題といたします。

議案第42号の2件については、3月11日から4月11日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第43号を議題といたします。

議案第43号の13件については、3月11日から4月11日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第44号を議題といたします。

議案第44号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第44号 非農地証明願承認のこと。

1 野口町水足■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成7年頃。

2 平岡町新在家■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外1名、昭和23年。

3 東神吉町天下原■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成7年7月頃。

4 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成4年10月。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番・2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号7番 岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年4月19日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長代理、前田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第44号の1番。申請地の土地の位置は水足の西。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は田川委員、橋推進委員でした。

続いて、議案第44号の2番。申請地の土地の位置は新在家の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は吉田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続きまして、3番・4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年4月19日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長代理、原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第44号の3番。申請地の土地の位置は天下原の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は井郷委員、礪野推進委員でした。

続いて、議案第44号の4番。申請地の土地の位置は横大路の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は山本委員、北本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第44号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第44号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第44号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第45号を議題といたします。
議案第45号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第46号を議題といたします。
議案第46号について、事務局の概要説明を願います。

事務局 議案書23ページをご覧ください。
この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に、相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするものでその利用状況を確認し税務署に報告するものです。
以上、概要説明とさせていただきます。

議長 事務局の概要説明は終わりました。
ここで、議案第46号のうち2番については、佃辰雄委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、佃委員に退席を願い、先に審議を行います。
それでは、佃委員の退席をお願いします。

(佃辰雄委員 退席)

議長 それでは、議案第46号のうち2番について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局 それでは議案を朗読いたします。
議案第46号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。
2 神野町西条■■■■、■■■■平米、外8筆、計■■■■平米。
■■■■さん。
なお、この案件につきまして、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。
以上よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第46号のうち2番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第46号のうち2番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第46号のうち2番について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。
それではここで、佃委員に着席願います。

(佃 辰雄委員 着席)

議長 続きます。議案第46号のうち、2番を除く1番から3番について、事務局の議案説明を願います。

事務局 それでは議案を朗読いたします。
議案第46号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 神野町神野 [REDACTED]、[REDACTED] 平米、外3筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED] さん。

議案書24ページをご覧ください。

3 野口町二屋 [REDACTED]、[REDACTED] 平米、外6筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED] さん。

なお、いずれの案件につきましても、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第46号のうち、2番を除く1番から3番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第46号のうち、2番を除く1番から3番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第46号のうち、2番を除く1番から3番について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第47号を議題といたします。

議案第47号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書26ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数6戸、農地の中間的受け皿となる戸数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する戸数7戸。筆数17筆、面積25,225平米です。

続きまして、27ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書28ページの各筆明細をご高覧ください。

以上、概要説明とさせていただきます。

議長 諮問原課の議案朗読及び概要説明は終わりました。

ここで、議案第47号のうち各筆明細4番については、丸山 良作 委員、原 靖委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員、原委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、丸山委員、原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作委員、原 靖委員 退席)

議長 それでは、議案第47号のうち各筆明細4番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書28ページ各筆明細4番の案件につきましては、貸す者1人、借りる者1人です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料8ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第47号のうち各筆明細4番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第47号のうち各筆明細4番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第47号のうち各筆明細4番について、原案のとおり決定いたします。
それではここで、丸山委員、原委員に着席願います。

(丸山 良作委員、原 靖委員 着席)

議長 続きます。議案第47号のうち各筆明細7番については、山本 和由委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、山本委員に退席を願い、先に審議を行います。
それでは、山本委員の退席をお願いします。

(山本 和由委員 退席)

議長 それでは、議案第47号のうち各筆明細7番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書28ページ各筆明細7番の案件につきましては、貸す者1人、借りる者1人です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。
なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。
つきましては、審議参考資料8ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第47号のうち各筆明細7番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第47号のうち各筆明細7番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第47号のうち各筆明細7番について、原案のとおり決定いたします。
それではここで、山本委員に着席願います。

(山本 和由委員 着席)

議長 続きます。議案第47号のうち、各筆明細4番並びに7番を除く、1番から7番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書28ページ各筆明細1番から3番並びに、5番及び6番の案件につきましても、貸す者5人、借りる者4人です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料8ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第47号のうち、各筆明細4番並びに7番を除く、1番から7番について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。利用権の設定につきましては、毎回各筆明細のところでも申しあげていますが、農地の中間的受け皿となるものがあり、なしということで、農政の基本的な方向として、中間管理機構が平成26年に制定され、中間管理機構を通して農地の集積をやってまいらうという形で、農林水産課においても各農業団体長等に推進されていることと思います。先月も申し上げた内容ですが、志方町成井の■■■■さん、この方につきましては、志方西営農が解散されるということから、その中心的な担い手として、■■■■さんが面積を引受されるということから、今回申請があがっているわけですが、議案書27ページを見ますと、すでに■■■■さんは■■■■haの利用権の設定をされて耕作されているということで、中間管理機構を通じた利用権の設定もさることながら、この■■■■さんにつきましては、認定農業者等の認定を受けておられるのか、また、今後農林水産課として認定農業者とし、申請があるような指導をし、認定されればこのような特典があるなど制度の活用をさ

れるような指導・推進を行われているのかについて、お伺いしたいと思います。

議長 事務局、よろしいですか。

農林水産課 各筆明細5番の[]さんにつきましては、今回は貸借期間が5年ということで、原則中間管理機構を通す場合は10年以上の期間を必要とするため、このたびは中間管理なしで結んでおります。今後、[]さんにつきましては、地域の担い手となっていくことが想定されますので、認定農業者、中間管理機構のメリットを説明しながら、サポートを進めてまいります。以上です。

議長 よろしいですか。

藤本委員 はい。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見はないようですので、議案第47号のうち、各筆明細4番並びに7番を除く、1番から7番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第47号のうち、各筆明細4番並びに7番を除く、1番から7番について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第48号を議題といたします。

議案第48号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の清田と申します。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第4項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させ

ていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第48号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案29ページ及び審議参考資料の9ページをご覧願ひます。

農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、加古川市[REDACTED]、申請者は、[REDACTED]様です。[REDACTED]様は、平成29年4月に認定農業者の認定を受けておりましたが、このたび再認定のため、農業経営改善計画認定申請書の提出がありました。

続きまして、議案30ページをご覧ください。①農業経営体の営農活動の現状及び目標について。目標とする営農類型は、施設野菜です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。イチゴの現状は、作付面積15a、生産量3,750kgで、目標は、作付面積30a、生産量12,000kgです。水稻の現状は、作付面積100a、生産量5,400kgで、目標は、作付面積150a、生産量8,100kgです。果樹、びわの現状は、作付面積8a、生産量48kgで、目標は、作付面積8a、生産量800kgです。

続きまして、議案31ページをご覧ください。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。現在の販売の主体はもぎ取り販売ですが、コロナ明けには直売を拡充します。また、水稻は面積を増やし自家販売の割合をあげます。④経営管理の合理化に関する目標・措置について。現在はタブレットによる販売記録と、パソコンを利用してソリマチ農業簿記を記帳していますが、パソコンやタブレットを利用した作業日誌記録などの経営管理を開始することで、経営力を強化させ法人化を目指します。⑤農業従事の態様等の改善に関する現状と目標・措置について。イチゴや水稻の規模拡大のために常時雇用1名を採用します。また、現在は休日が不確定であるため、雇用者の教育や適材適所の配置により、作業効率の向上を目指し、休日確保します。

最後に⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。コロナ禍の消費流通の冷え込みで新規顧客やリピーターも減っているため、お客様が求める品種の導入による需要拡大を目指します。また、高齢者やお子さんなど車いすやベビーカーを利用の方に利用しやすいようにユニバーサルデザインを整備します。

以上で説明を終わります。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願ひます。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。[REDACTED]氏の農業経営改善計画について、

令和4年4月19日、市役所農業委員室にて馬田会長、丸山農政委員長代理、堀本委員、井相田委員及び私が、また農業委員会事務局4名、農林水産課職員2名同席のもと、その計画内容について聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

氏は、高校時代から農業や農産物の直売等に興味を持っており、高校卒業と同時に神戸市西区の認定農業者の下で、イチゴやキャベツ栽培の実務研修を受け、農林水産省の農業大学校で農業技術を学び、更に、山梨県の農家で有機栽培野菜や畜産を組み合わせた耕畜連携農業研修を修了された経歴を持っておられ、農業大学校卒業後、平成23年には地元加古川市で就農し、兵庫県知事から青年等就農計画の認定を受けておられます。

平成24年には、農業経営基盤強化促進法に基づき、加古川市長から施設野菜の営農類型で農業経営改善計画が認定され、上荘町井ノ口で父親と共にハウスいちご・水稲、ビワ栽培に取り組み、生産性の高い効率的な農業とイチゴのもぎ取り、直売で高収益の経営を目指して取り組んでこられました。その後も平成29年には、農業経営改善計画の再認定を受け、更に、この度、計画期間満了に伴い、経営内容を充実した改善計画の認定申請がなされたことです。

この度の計画の内容は、ハウスいちご・水稲の作付面積の拡大とビワの収量増などを内容とする新たな経営改善計画となっています。具体的な内容については、ハウスいちごの作付面積を15aから30aに増やすとともに、高品質、多収量品種を栽培する。水稲の作付面積を100aから150aに増やすとともに、ヒノヒカリとキヌムスメに特化する。ビワは樹齢を重ねることによる収量増を図る。農産物は、原則直売とし、収益率を上げる。制度資金の活用によるビニールハウスの増築。パソコンによる経営管理や労務管理の徹底、となっています。

以上のような計画を実行することにより計画期間満了時である令和9年には、年間所得を現在の円から円への増額を目指し、経営の主体となるイチゴ部門で品種選定と基本技術をしっかり実行し、労働の平準化や経営の合理化により、より安定した農業経営改善計画となっており、その計画は適正なものと判断します。

なお、このヒアリングに際し、地元上荘地区委員からは、更なる技術研鑽と経営感覚を高め、地域農業の担い手として頑張ってもらいたいとの激励の言葉がありました。

以上、聞き取り調査の結果報告とします。よろしくご審議の程お願いします。

議長

諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第48号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第48号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第48号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時43分)

加古川市農業委員会

会長 馬 田 禧 紹

令和4年4月25日

署名委員 (9番)

署名委員 (10番)